

宇和島市ホームページ広告取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、宇和島市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 宇和島市が管理するホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像をさす。また、広告掲載が決定した広告掲載希望者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクしてもよいものとする。

（広告の種類）

第3条 市ホームページに掲載される広告は、バナー広告（以下「広告」という）とする。

（広告の掲載基準）

第4条 広告の掲載基準は、宇和島市有料広告掲載基準による。

- 2 広告の掲載基準は、広告主の指定するホームページにおいても宇和島市有料広告掲載基準を適用する。

（広告の規格及び掲載料）

第5条 広告の規格及び掲載料は、別に定める。

（広告の表現）

第6条 広告の表現は、別に定める。

（広告の掲載ページ、位置及び枠数）

第7条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は、市長が定める。

（広告の掲載期間）

第8条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。ただし、連続して掲載できる期間は最長で12か月までとする。ただし、その期間が年度をまたがる場合においては年度ごとの申し込みとする。

- 2 広告掲載の開始日は、月の初日とする。ただし、その日が休日を定める条例（平成18年宇和島市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日の翌日（その日が休日にあたるときは、この日以外の日に順次繰り下げた日）とする。

- 3 広告掲載の終了日は、月の末日とする。ただし、その日が休日にあたるとき

は、その日の翌日（その日が休日にあたる時は、この日以外に順次繰り下げた日）とする。

（広告掲載希望者の募集）

第 9 条 広告掲載希望者の募集は、宇和島市有料広告取扱要綱（平成 18 年要綱第 71 号。以下「要綱」という。）第 7 条による。

2 広告掲載希望者の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができる。

（広告掲載の申し込み）

第 10 条 市ホームページへの広告掲載申し込みは、要綱第 8 条による。

2 掲載希望者が望むときは、複数月の申し込みができる。

（広告掲載の決定）

第 11 条 広告掲載の決定は、要綱第 9 条による。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知（第 2 号様式）する。

3 市長は、広告掲載希望者が第 7 条に定める枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びそれに類するもの

(2) 民間事業者のうち、市内に事業所等を有するもの

(3) 前 2 号に該当しないもの

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第 7 条に規定する枠数を越えるときは、抽選により決定する。

（広告原稿の作成及び提出）

第 12 条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載の中断または取り消し）

第 13 条 市長は、要綱第 11 条及び次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を中断または取り消すことができる。

(1) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反しているとき、又は、この要領等に抵触するものであるとき。

(2) その他、市ホームページの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

（広告掲載の取り下げ）

第 14 条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 広告掲載料の返還は、要綱第 12 条による。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第 16 条 広告掲載期間内に、広告掲載ができなかったときは次の各号に定めるところにより掲載期間の延長をする。

(1) 広告主の責に帰さない理由により、宇和島市の都合により市ホームページの中断及び閉鎖があったときは、中断及び閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、中断及び閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(2) 広告主の責に帰さない理由により、宇和島市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(3) 第 13 条の広告の中断をしたときは、掲載期間の延長は行わない。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主は、広告のリンク先の内容を変更したときは、直ちに宇和島市の担当部署に連絡しなければならない。

2 広告主は、広告のリンク先のアドレスを変更するときは、変更の 1 週間前までに宇和島市の担当部署に連絡しなければならない。

(リンク先のリンクサイト)

第 18 条 次の各号に定める業種又は団体のサイトへリンクをしているサイトは、掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) で、性風俗特殊営業と規定される業種

(2) 特定の政党・宗教団体に関するサイト

(3) その他市長が適当でないと認めるもの

（疑義等の決定）

第 1 9 条 この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項は、別途協議の上定めるものとする。

（その他）

第 2 0 条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、宇和島市有料広告取扱要綱の規定を適用する。

第 2 1 条 前条に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 4 日から施行する。

別表 1（宇和島市ホームページ広告取扱要領第 5 条関係）

ホームページ広告の規格及び掲載料

種 類	位 置	規 格	掲載料
バナー広告	トップページ	大きさ：縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル 形式：G I F（アニメ可、透過 G I F 不可）・J P E G・P N G データ容量：4 K B 以下	月額 10,000 円 但し 1 2 か月連続して掲載をする場合は 100,000 円とする。
	観光ページ	大きさ：縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル 形式：G I F（アニメ可、透過 G I F 不可）・J P E G・P N G データ容量：4 K B 以下	月額 5,000 円 但し 1 2 か月連続して掲載をする場合は 50,000 円とする。

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は、十分にとり、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

文字やイラスト等の解像度は、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

別紙 2（宇和島市ホームページ広告取扱要領第 6 条関係）

広告の表現は以下のように定める。

（禁止表現）

次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- （１） 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- （２） アラートマーク（警告記号）
- （３） テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- （４） ラジオボタン、プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）
- （５） FLASH を用いるもの
- （６） バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- （７） いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- （８） その他市長が不適当と判断するもの

（アニメーション GIF）

アニメーション GIF を用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- （１） コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは、禁止とする。
- （２） 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を 2 秒以上とする。
- （３） その他画面が点滅するものは、点滅間隔を 100 分の 40 秒以上とする。

（代替文字列）

広告に用いる画像には、次のとおり代替文字列を指定するものとする。

- （１） 先頭は「広告」の全角 2 文字とする。
- （２） 前号に続く文字列は、原則として、広告主名又は広告に表示されている文字列とする。

（市ホームページとの区別）

次の表現は、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部と誤解するおそれがあるため、禁止とする。

- （１） 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- （２） 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」等市政を連想させるような、一般的な表現を用いるもの

（色 調）